

今月の相談 相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時 第1・3水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	市役所2階市民相談室 金剛連絡所2階	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分 毎週水曜日（祝日は除く）、午後1時～4時	市役所2階7番窓口 金剛連絡所1階	電話相談も可（内線182、184） 事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	16(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	21(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
特設人権なんでも相談	10(金)、午後1時～4時、 31(金)、午前9時～正午、午後1時～4時	とんぼる TONPAL 2階相談室3	人権擁護委員による相談、問い合わせ（内線474） 電話相談も可【☎(24)0583】
女性の悩み相談	①7(火)、6/4(火)、午前9時30分～午後0時30分、 午後1時30分～3時30分、②5/9(木)、 午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～ 3時30分、③18(土)、午前9時30分～11時30分	男女共同参画センター (とんぼる TONPAL 2階)	電話相談も可、要予約【☎(23)0030】、女性カウンセラー による相談、定員は①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談・生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時	とんぼる TONPAL 1階	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】、人権協議会相談員による 相談 ※土・日曜日は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞 きして、相談員に引き継ぎます。
外国人市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、午前10時～午後4時	とんぼる TONPAL 2階	多言語で相談可【☎(24)2622】、とんだばやし国際交流協会 相談員による相談 ※土・日曜日は職員が対応し、相談内容や 連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館) 2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所4階こども政策課	要予約、電話相談も可（内線204）
児童家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所4階子育て応援課	電話相談も可（内線206～209）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所4階子育て応援課	要予約、電話相談も可（内線209）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	2(木)、6/5(火)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	8(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター (市役所2階市民相談室横)	電話相談のみ（内線186）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (とんぼる TONPAL内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	28(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3の17 の501）【☎(26)9441】
労働相談	9(木)、午後6時～8時	市役所2階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午後5時30分～9時	トピック	ロビースタッフによる相談
ひきこもり相談	23(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック	要予約【☎(26)8056】、定員各1人
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

とんぼる
TONPAL = 多文化共生・人権プラザ（若松町一丁目7の1）

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



講座・催し

認知症介護家族の交流会

① 5月22日(水)、午後1時30分～3時30分

場 金剛公民館

内 認知症の人のお口のケアについて

対 認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限ります。

定 20人

費 無料

申 5月20日(月)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※右図からも申し込み可。



街かどデイハウスのご利用を

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的に、市内2カ所で「街かどデイハウス」を実施しています。

内 健康チェックや健康体操、給食、各種教室の開催、日常生活向上のためのレクリエーションなど

対 65歳以上の在宅で生活する人(事業対象者、介護認定をお持ちの人は除く)
※実施日や利用料など詳しくは、下記施設にお問い合わせください。

街かどデイハウス「ひまわり」

(若松町一丁目19の10) ☎(25)0294

街かどデイハウス「きんき茶ろん」

(小金台二丁目5の10) ☎(29)0019

純喫茶おれんじ

認知症当事者とともにオープンした喫茶です。売り上げは若年性認知症当事者の活動支援に使います。

① 6月2日(日)、7月7日(日)、午後0時30分～3時

場 かがりの郷

定 各15人程度(当日直接会場へ)

費 メニュー全品100円

問 井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

若さ・健康・体力アップ教室

① 5月31日～7月12日の毎週金曜日、午後1時30分～3時30分(全7回)

場 かがりの郷

対 市内在住で65歳以上の人

定 20人

費 無料

申 5月21日(火)までに、ウエルネスけあぱるへ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講することで、市が指定する生活支援サービス事業所で仕事に就くことができるようになります。

① 6月6日～7月4日の毎週木曜日、午前9時～午後0時10分(全5回)

場 今城クリニック「ことほぎ」(寿町二丁目4の30)

対 市内在住で、本市に住民登録をしている人

定 15人 費 無料

申 5月30日(木)まで(午前9時～午後5時30分)に、電話で、今城クリニック「ことほぎ」☎(55)2239へ(申し込み多数の場合抽選)

※5月23日(木)、午前10時～、研修内容の説明会を開催します。参加希望者は、21日(火)までに同クリニックへお申し込みください。

介護面接会&説明会

① 5月29日(水)、午後2時～4時(受け付けは午後3時45分まで)

場 ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)

参加企業 4社予定

定 24人 費 無料

履 履歴書(複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください)

※ハローワークカードまたは受付票をお持ちの人は持参してください。

申 5月7日(火)～、ハローワーク河内長野☎(53)3081へ(申し込み先着順)

LGBTQコミュニティスペース「にじいろブーケ」

LGBTQ当事者、当事者かとも思う人、理解・支援したい人の集まり・交流の場です。

※詳しい開催内容は、市ウェブサイト(人権・市民協働課のページ)をご覧ください。



① 5月25日(土)、午後2時～4時

場 TONPAL(多文化共生・人権プラザ)

定 20人

費 200円

申 5月23日(木)までに、右図

またはメールで、講座名、参加者の氏名(匿名可)を記入し、人権・市民協働課[(内線474)・✉jinken@city.tondabayashi.lg.jp]へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)



募集

大阪南消防局 消防吏員募集



募集職種・受験資格 ①消防吏員A=平成7年4月2日以降に生まれ、令和6年9月までに大学(短期大学を除く)を卒業(見込み)の人、②消防吏員B=平成11年4月2日以降に生まれ、令和6年9月までに短期大学・高等専門学校・救急救命士専門学校を卒業(見込み)の人または平成13年4月2日以降に生まれ、高等学校を令和6年3月までに卒業した人

採用人数 ①②合わせて6人程度

※女性1人程度、男性5人程度。

試験日 一次試験=6月16日(日)、二次試験=7月中旬～下旬

※試験内容など詳しくは募集要項(大阪南消防組合ウェブサイトからダウンロード可)をご覧ください。

申 5月7日(火)～28日(火)に、

右図から申し込み

問 大阪南消防局総務部人事企画課 ☎072(958)9926





国民年金

知っていますか？ 第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として以下の給付があります。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

※その遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。

第1号被保険者として 保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上 180カ月未満	12万円
180カ月以上 240カ月未満	14万5000円
240カ月以上 300カ月未満	17万円
300カ月以上 360カ月未満	22万円
360カ月以上 420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

寡婦年金

夫が死亡した場合、以下の①～④を満たす妻に60～65歳になるまでの間支給されます。

※寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

- ①婚姻関係（内縁関係を含む）が10年以上継続していた
- ②夫によって生計を維持されていた
- ③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と免除された期間の合算が10年以上である
- ④夫が障がい年金や老齢基礎年金を受けたことがない

◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

☎天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課(内線153、154)



国民健康保険

前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料や医療費の限度額などは、皆さんから申告していただいた令和5年中（1月～12月）の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をしていない人や、会社などから源泉徴収票を提出していない人については、所得の内容を確認するために国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人、税申告で扶養控除の対象となる人も簡易申告にご協力ください。

☎保険年金課（内線151、552）



上下水道

悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりで水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管や下水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、宅内の水道管・下水道管の清掃などをすることはありません。必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

「だまされたかな」と思われる人は消費生活相談をご利用ください。

☎上下水道総務課〔☎(24)1200〕、市消費生活センター（内線188）



水道の水漏れ発見にご協力を

市内の道路などで、しばらく雨が降っていないのに「湿っている」または「水が流れている」場合は、地中に埋設している水道管から水漏れしている可能性があります。

そのような場所を発見した場合は、水道工務課へ連絡をお願いします。

☎水道工務課〔☎(24)1202〕



福祉

献血にご協力を

少子高齢化により献血者数が減少しており、血液製剤の必要数の確保が難しくなっています。400ml献血にぜひご協力ください。



㊦㊧エコール・ロゼ＝5月6日(休)、午前10時～午後4時

㊩18歳（男性は17歳）～69歳で体重50kg以上の人

※65歳以上の方は60～64歳の間に献血経験のある人に限ります。

※詳しくはお問い合わせください。

☎市献血推進協議会〔☎(25)8261〕

日本赤十字活動資金にご協力を

大阪府では毎年5月1日～6月30日に赤十字運動月間が実施されます。赤十字奉仕団・町会（自治会）をはじめ多くの皆様のご協力により、昨年は約389万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援や国際災害救護など日本赤十字社の活動を支えるため、活動資金へのご協力をお願いします。

☎増進型地域福祉課（内線288）

保健医療

子育て

相談

暮らし

暮らし



税

軽自動車税(種別割)の減免

身体に障がいのある人などが所有・使用する軽自動車などについて、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者、または使用者 ※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。 ※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

届け出 5月31日(金)(必着)までに、運転免許証、納税通知書、および①に該当する人は手帳、②に該当する人は生活保護受給証明書を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ(郵送可)

☎課税課(内線110)

今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税(種別割)の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税 (種別割)	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)

府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所などで納期限までに納めてください。

※詳しくは府ウェブサイト



をご覧ください。

☎府自動車税コールセンター(☎0570(020)156)

固定資産税・都市計画税

●固定資産税・都市計画税の減免

以下の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには7月1日(月)までに申請が必要です。

①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかであること

②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること

③所有している固定資産が自己居住用のみであり、居住家屋の延べ床面積が70㎡以下であること

④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

●固定資産税のQ&A

5月1日付けで、令和6年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました。詳しくは、お問い合わせください。ここでは、よくある質問を一部紹介します。

Q 令和2年(もしくは平成30年)に新築した家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか?

A 新築住宅に対しては、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から

3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

Q 固定資産税は1月から12月までの税金ですか? 4月から3月までの税金ですか?

A 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税金として課税しています。いつからいつまでの期間に対して課税するということは地方税法には定められておりません。売買契約時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で按分計算する際の起点日は、売主と買主の間で話し合っ決めてください。

☎課税課(内線113~116)

スマホで簡単 キャッシュレス納税!



納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンなどのモバイル端末を使い、各社の専用アプリを起動後にカメラで読み取ることで、いつでもどこでも市税を納付することができます。

利用できるモバイル決済サービス

PayPay/LINE Pay/au PAY/d払い/J-Coin Pay/楽天ペイ/モバイルレジ

納付できる税目、金額

市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割) ※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのものに限り

ます。 ※領収証書は発行されません。領収証書や納付後すぐに納税証明書(車検用など)が必要な場合は、他の方法で納付してください。

※詳しくは、市ウェブサイト(収納管理課のページ)をご覧ください。

☎収納管理課(内線122)